

医療機関名	今後、担うべき役割 (プランより抜粋)	担う役割の方針										※ 2025年の病床数の方針							
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他 (地域医療支援病院)	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	(無回答含む) 休棟・廃止等	介護保険施設等へ移行
名古屋市立東部医療センター	救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症等発生時の医療などに取り組むとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患など医療需要の高い疾患に対する高度・専門医療など各市立病院の特長を活かした医療を提供する。 地域医療支援病院として、地域の医療水準の向上に努める。	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	488	292	196	0	0	0	0
愛知県がんセンター中央病院	—	○											500	0	500	0	0	0	0
名古屋市立西部医療センター	救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症等発生時の医療などに取り組むとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患など医療需要の高い疾患に対する高度・専門医療など各市立病院の特長を活かした医療を提供する。 地域医療支援病院として、地域の医療水準の向上に努める。	◎	◎		○	◎	◎		◎	◎		◎	500	(261)	(239)	(0)	(0)	(0)	(0)
名古屋市立緑市民病院	救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症等発生時の医療などに取り組むとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患など医療需要の高い疾患に対する高度・専門医療など各市立病院の特長を活かした医療を提供する。	◎	◎	◎		◎							300	0	195	105	0	0	0
国家公務員共済組合連合会東海病院	急性期を脱した自院からの転棟及び他病院の患者受け入れを積極的に行い、地域包括ケア病棟を有効利用する。	○	○			○							166	0	120	46	0	0	0
名古屋市重症心身障害児者施設	・名古屋市の重症心身障害児者の支援に係る拠点としての機能を担っていく。												90	0	0	0	90	0	0

○:愛知県地域保健医療計画(別表)に記載のある医療機関
◎:愛知県地域保健医療計画(別表)及びプランに記載のある医療機関

医療機関名	今後、担うべき役割 (プランより抜粋)	担う役割の方針										※ 2025年の病床数の方針							
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他 (地域医療支援病院)	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等 (無回答含む)	介護保険施設等へ移行
愛知県青い鳥医療福祉センター	新設の重症心身障害児(者)施設と連携しながら、重症心身障害児(者)の生活を支援するための取組を進めていく。		○		○								170	(0)	(0)	(0)	(170)	(0)	(0)
愛知県済生会リハビリテーション病院	急性期病院との機能分化を図りつつ、後方病院として脳血管疾患、運動器疾患、廃用症候群の患者の回復期リハビリテーション病院として地域医療に貢献する。		◎										199	0	0	199	0	0	0
名鉄病院	がん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞、精神保健、救急医療、小児医療	◎	◎	◎		◎					◎		373	(12)	(361)	(0)	(0)	(0)	(0)
名古屋第一赤十字病院	名古屋西部・海部東部地域を中心とした、地域包括ケアの推進に、寄与したい。	○	○	○		○	○		○	○		○	852	(817)	(35)	(0)	(0)	(0)	(0)
国家公務員共済組合連合会名城病院	地域医療支援病院としての役割、地域における救急医療体制を支える役割、回復期機能(地域包括ケア病棟)を有する急性期病院としての役割、名古屋市中区地域包括ケア構想を支える後方支援病院としての役割	○	○	○		◎				○		◎	326	6	273	47	0	0	0
独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	・三次救急の医療機関として、高度な治療の提供を行う。 ・地域がん診療拠点病院として、高度急性期及び急性期機能を維持する。 ・地域医療支援病院として医療連携を推進する中心的な医療機関として取り組む。 ・愛知県地域中核災害拠点病院として、地域の中核的役割を担う	◎	○	○	○	◎	◎		○	○		◎	690	590	100	0	0	0	0
中日病院	在宅復帰に向けた機能の充実を図っていく。		○			○							93	(0)	(42)	(0)	(51)	(0)	(0)

○:愛知県地域保健医療計画(別表)に記載のある医療機関
◎:愛知県地域保健医療計画(別表)及びプランに記載のある医療機関

医療機関名	今後、担うべき役割 (プランより抜粋)	担う役割の方針											※ 2025年の病床数の方針						
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他 (地域医療支援病院)	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等 (無回答含む)	介護保険施設等へ移行
国立大学法人名古屋大学医学部附属病院	地域の行政や医師会との連携を図り、少子高齢化や疾病構造の変化に対する長期的視野に立った新しい地域医療提供体制の構築に貢献する。	○	○	○	○	○	○		○	○			985	881	104	0	0	0	0
名古屋第二赤十字病院	(1)地域医療支援病院としての地域完結型医療の推進 (2)退院、転院、在宅支援の推進 (3)救命救急センターの体制強化 (4)がん診療の推進 (5)地域での緩和ケア体制の充実 (6)チーム医療の推進 (7)手術室の運営体制変更 (8)国際医療救援・国内医療救援の推進 (9)遺伝子医療	◎	○	○		◎	◎		○	○		◎	810	(635)	(175)	(0)	(0)	(0)	(0)
名古屋市立大学病院	・大学病院として高度急性期病床の機能を維持していく。 ・地域の中核医療機関として、地域包括ケアシステムの構築及び名古屋市全体の健康福祉施策の充実に寄与する。	○	○	○	○	○	○		○	○			772	772	0	0	0	0	0
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院	5疾病のうち、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患に対する診療については、回復期リハビリテーション医療を提供していく。		◎	◎									80	0	0	80	0	0	0
ブラザー記念病院	・現状の慢性期医療の提供体制は維持していく。		○										59	0	0	0	59	0	0
藤田保健衛生大学 坂文種報徳會病院	断らない総合医療を基盤とした地域と共生する急性期病院として地域医療に貢献していく。	○	○	○		○			○	○		○	370	(190)	(180)	(0)	(0)	(0)	(0)
名古屋掖済会病院	緊急性の高い救急医療については、現在の機能を維持・強化する。 先進医療や悪性腫瘍治療などの高度医療の提供を継続する。	◎	○	○	○	◎	○		○	○		○	602	379	204	0	19	0	0

○:愛知県地域保健医療計画(別表)に記載のある医療機関
◎:愛知県地域保健医療計画(別表)及びプランに記載のある医療機関

医療機関名	今後、担うべき役割 (プランより抜粋)	担う役割の方針										※ 2025年の病床数の方針							
		がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他 (地域医療支援病院)	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止等 (無回答含む)	介護保険施設等へ移行
独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	・地域医療支援病院として診療機能の維持、充実 ・がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病などの疾患について、地域の中核的医療機関としての役割 ・地域の二次救急指定病院として救急医療の実践、救急搬送患者の積極的受け入れ ・災害拠点病院として大規模災害における診療受け入れ、DMATの派遣 ・法人として、がん、糖尿病、脳卒中(リハ)、メンタルヘルスの4分野について、治療と就労の両立支援の実践に取り組んでいる。	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○			◎	556	(10)	(496)	(50)	(0)	(0)	(0)
独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	高度急性期・急性期病院として、5疾病5事業の取り組みをさらに促進していく。	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎		○	663	(519)	(144)	(0)	(0)	(0)	(0)
名古屋市厚生院	—		○										204	0	0	0	168	36	0
独立行政法人国立病院機構東名古屋病院	第二次救急医療輪番制病院として、救急医療を担っていく。災害時における医療救護所からの患者受入の体制を整える。	○	○	○	○	◎							408	0	93	104	158	53	0
名古屋記念病院	当院は地域の急性期医療の役割を担っていく。	○	○	○		○	○		○	○		○	464	156	308	0	0	0	0

その他の(民間)医療機関の担う役割を踏まえて、最終的に決定する。

※ 「2025年の病床数の方針」欄が()で記載されている医療機関は、平成29年度病床機能報告において、該当欄が任意項目のため、未記入となっていることから、必須項目である「6年が経過した日(2023年)における病床の機能の予定」を参考に記入。

○:愛知県地域保健医療計画(別表)に記載のある医療機関
◎:愛知県地域保健医療計画(別表)及びプランに記載のある医療機関

本県における5疾病5事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準について

- 5疾病5事業及び在宅医療等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として「愛知県地域保健医療計画 別表」に記載される基準に準ずることとする。

区分		別表掲載基準
がん	がん診療連携拠点病院 （県がん診療連携拠点病院、 地域がん診療連携拠点病院、 がん診療拠点病院）	緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけられている、厚生労働大臣が指定する病院及び厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療を提供する病院で県が指定している病院。
	がん医療を提供する病院	愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度）において部位別に年間手術10件以上実施した病院。
脳卒中	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師が4名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院。
	脳血管領域における治療病院	愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度）において頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピングまたは脳血管内手術を実施している病院。
	回復期リハビリテーション病棟の届出病院	回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院。（H29.10.1現在）
	脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院（病棟届出なし）	愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度）において脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院。
心血管疾患	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院。
	循環器系領域における治療病院	愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度）において経皮的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術を実施している病院。
	心大血管疾患リハビリテーション実施病院	愛知県医療機能情報公表システム（平成29年度）において心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院。
精神疾患	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査（平成29年6月実施）に対する各医療機関の回答に基づくもの。「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」とした。
	多様な精神疾患等に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査（平成29年6月実施）に対する各医療機関の回答に基づくもの。「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこと」とした。
救急医療	初期救急医療体制	休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制で休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制。
	第2次救急医療体制	救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制で病院群輪番制病院が救急患者を受け入れている。
	第3次救急医療体制	第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制。救命救急センター

区分		別表掲載基準
災害医療	災害拠点病院	重症患者の救命医療を担う高度な診療機能、受け入れ機能、広域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継続して提供するための拠点となる病院。
周産期医療	分娩を実施している医療機関	地域の診療所、病院又は助産所。
	健診のみを実施している医療機関	地域の診療所、病院または助産所。
	地域周産期母子医療センター 総合周産期母子医療センター	ハイリスク分娩等の重篤患者に対し、周産期に係る比較的高度な医療を提供する医療機関で都道府県が認定したもの。 合併症妊婦、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、産科合併症以外の合併症を有する母体への医療など再重篤患者に対し医療を提供する医療機関で、都道府県が指定したもの。
小児救急医療	地域の小児基幹病院	救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院。
	県の小児救急中核病院	小児救命救急センター、県の要請によりPICUを設置している病院。
へき地医療	へき地診療所	人口1,000人以上の無医地区等において、住民の医療確保のため市町村等が開設する診療所。
	へき地医療拠点病院	無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣などを行う病院。
在宅医療		在宅療養支援病院・診療所。（※）
その他	地域医療支援病院	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、2次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が地域医療支援病院として承認した病院。 【参考】「医療計画について（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）」において、医療計画における整備目標として、必ず記載しなければならない事項として具体的に明記されている。

※ 在宅医療の分野で別表に記載されている医療機関は、現行計画では「医療法施行規則第1条の14第7項第1号に該当する医療機関」であるが、平成30年7月23日開催の愛知県医療審議会医療体制部会において、在宅医療を行う医療機関として記載する際の判断基準は、「在宅療養支援病院・診療所」とすることとされた。